HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	オーストリアの患者指図に関する連邦法(二・完): 二〇〇六年五月八日公布、同年六月一日施行
著者	吉田,敏雄
引用	北海学園大学法学研究,43(1):285-297
発行日	2007-06-00

料

オーストリアの患者指図に関する連

(二〇〇六年五月八日公布、 同年六月一

吉 田

敏

雄

〔初めに〕 第一章 「患者指図に関する連邦法」条文 目 一般規定 次

対案

財政上の影響

第二章 拘束力を有する患者指図

重要な意味を有する患者指図

第五章 共通規定

付属文書 序文 問題 終結規定

企図の目的

1

2 説明書

欧州連合--適合 規制緩和の側面

雇用及び経済現況への影響

問題

草案の前史

財政上の影響 草案の主眼点

料

雇用及び経済現況 への影響

欧州連合-適合 規制緩和の側面

一般規定 第一条~第三条

拘束力を有する患者指図 第四条

(以上前号)

第五条 (教示) について

(作成) について

第七条 (更新)について

第三章(考慮するべき患者指図) 第八条、第九条(前提要件、 患者意思を考慮すること)

(共通規定)

について

第五章(終結・経過規定)

第一八条(施行)について

第一五条

(乱用防止のための行政罰規定)

つい

7

第一三条

(患者の義務) について (緊急事態) について (その他の内容) につい

(記録) について

一二条

一条

7

一〇条

(無効) について

Α [付属資料]

政府案―患者指図に関する連邦法についての司法委員会報告 (国民議会)

В 員会報告 国民議会「患者指図に関する連邦法案」議決についての司法委 (連邦議会)

第五条(教示)について

示を、 医師によって教示されることを要求している。医師による教 患者が、医療処置に対する患者指図の本質及び結果に関して (治療をしない場合の健康上の結果、治療に代わる方法等)、 法案第五条は、患者指図の内容的前提要件としてさらに、 患者は拘束力を有する患者指図の作成に当たって ――

他の場合とは異なって ―― 放棄することはできない。

師は、 る患者の決定ばかりでなく、 ければならない。このことは、 決定の基礎となる情報をすべて得ていなければならない。 患者が自己決定権を主張しうるためには、患者は、 その際、医学の素人に理解できる方法で情報提供しな 患者の意思表示と治療の間に時 治療を現実に行うことに関す 自分の 医

びその投入に関する情報不足が間違った観念及び誤解を招く であ 素人には、 表現に繋がりかねないのである。 理 間 負担するからである。 不可欠であるのは、 々にして難しいといえよう。これに関しても、 由 的 る。 間 も支持する。 隔 し が 、ある、 自分の かし、 す この内容的要請を他の、 拘束力を有する患者指図 観念をそれ なわち、 患者は不正確な意思表示の危険を自ら 現代医学、 相応に正 さらに、 確に表現することが その手段と可 医学の素養の無い とりわけ、 にも妥当するべ 医師の教示 能性及 実践 き

関係し 切な評 二条) びに、 者自身、 親者 た 直系又は傍系四親等までの親族又は姻族関係にある者、 照 患者指図の法的効果を適切に評価しているか否かである そして、 法案第四条二文)。 示する医師 (例えば、 ている場合がありうる。 が罹患している又は罹患したことがある疾病の治療に 養子又は里子。 価 長期間 は、 自分自身のためにもこういっ 比 その夫、 肩可 が最後 に わたって、 能な事情 参照、 に調 例えば、 内縁の夫、又は、 べなければ 特定の病像と職業上関わってき からも判明 取り消し法第四 患者指図 しかし、 ならない 患者指図の結果の適 が、 しうる、 た治療を望まない 患者又はその夫と 条、 患者自身又は近 のは、 例 破産法第三 えば、 患者が なら (参 患

> あるい は、 患者が一 定の処置の方法を拒否する場合がそうで

ある。

は、 医師 義務を果たすことになる ە 7 / 図の付属文書として機能する ることで、 図が医師の立会いで ていること及びその根拠も説明しなければならない。 成時に居合わせる場合) 詳細な教示の実施 医師は、 (文書上に覚書をつけて)患者指図の複写を病歴簿に入 によって指図自体の中に 同時に、 その際、 病院施設の記録義務又は医師法上の記 及び洞察 (見よ、 患者が患者指図の結果を適切に評 あるい (参照、 第六条) (医師) 判断能. は又別個 法案第一 文書に記録されねば が法案第六条の定める作 作成されるとき、 力の 0) 四条)。 存 在 後に、 は、 患者指 なら 示 医 価 す Ź

第六条 (作成) に つい

は あ 現実の意思表示よりもはるかに困難であることが多い な 示 取り る。 いわち、 に関わる他の者に、 患者指図にあっては、 消 現実の意思表示がある場合にだけ、「再質問、 患者の意思表示の拘束性の内容的前提要件の認定が 0) 可 能 性が ~ある」。 特別のジレンマに陥ることがある。 処置に当たる医師及びか これに対して、 患者指図にお かる意思 精密化又 からで す 表

fügungen 38, 46f)° ては、 なる 「多かれ少なかれ定められた意思表示」の解釈が重要に Kopetzki in Kopetzki, Antizipierte Patientenver-

代理人 る。 で常に十分である。 署されなければならない。公正証書というかなり厳格な形式 を有する患者指図は、 成 • 味で拘束力を有するか否かの問いに答えられないからであ ならない いて解釈されるべきであり、 「文書による」という表現は一般民法典第八八六条の理解にお 護団』の法職者)の前で文書作成されねばならない。 不確実性を防ごうとするものである。これによると、 法案第六条は、拘束力を有する患者指図のために特別の作 形式規定を定めることで、実務できわめて問題をはらむ (病院及び療養施設法第一一条eの意味での のは、 そうすることでしか、 さらに又、意思表示に日付が記されねば 弁護士、公証人又は法知識のある患者 意思表示は患者により一 指図が法案第七条の意 その際、 『患者弁 般に自 拘束力

応することを特に保障しようとするものである。 (の知識) 指図がその表現においても理解でき、 のある人の前での患者指図の作成という要請によ 本法案の要求に対

患者は、 法案第六条第一項によると、患者指図の結果及び

> 者は、 らないこと、治療に医学的適応があり、 らない、つまり、患者の決定を医師は常に遵守しなければ な 草に関する教示も含むことになろう。 ういった進展への代案、 拘束力を有する患者指図の効果に関する法的教示義務は、 を携わらせたり、 ければおそらく死ぬであろう場合ですらそうであること。 に関して教示し、 るいは患者代理人は、 効果についての情報が問題となっている。 第一項の定める教示義務においては、 について教示されねばならない。これに対して、 もたらす結果及び拒否した治療に代わる医療選択肢の可能性 いつでも取り消すこのできることについて教示され いことについても、 67 さらに、 法案第五条によると、患者は特に、 処置に当たる医師がこういった状況でも親族 特に、次のことに患者の注意を向けねば あるいは、 情報を提供されねばなら 患者に拘束力を有する意思表示の本質 例えば、 世話人任命手続きを開始できな 拘束力を有しない指図を起 患者の意思表示の法的 患者はこの治療が 弁護士、 患者指図 ない。 法案第六条 公証人あ ねばなら 最後に、 の 健 康 ح 患 無 な

自体に、 人はこの教示をしたことにつき患者指図中に(つまり、 法案第六条第二項によると、 しかし又、その付属文書でも良い) 弁護士、 公証人又は患者代理 自分の氏名と住

所を記して確認しなければならない。

場合、 護団 書として添付され 個の文書を呈示しなければならず、これは患者指図の付属文 行 医師による教示は、 署名されるということでは十分でない。 患者に代わって文書を作成し、 許容する。 理人が居合わせているところで自ら作成し、 法案は、 わ の れねばならない。 職員が立 医師 しかし、こういった人が、先行する会話の後で、 患者がそ の覚書は直接患者指図上に記載できる。 病院に患者を訪れるという考えられうる第一 ねばならない。 事前に行われたか、 の意思表示を弁護士、 前者の場合、 次いで、 公証人、 患者は医師 これが患者によって 患者指 法案第五条の定める 弁護士又は患者弁 公証人又は患者代 署名することを 図の が 作成 作成中に た別 $\overline{\sigma}$

第七条(更新)について

方法 的に適っている。 力を有する患者指図 対するその態度は時の経過とともに変化しうるから、 簡 [学は常に発展し続けるし、 0 発展 は、 医学の発展、 前 法案はこのために五年の期間を定める。 もってある程度無視できる。 の効 病状の経過、 力期間を時間的に限定することが 患者が当初拒否した医療 し か して 看 護 治療 拘束 処置 ح Ħ

> の際、 後、 法案第六条の を要求していない 十分とするべきである。 有効期間 者が 患者は既に作成してある指図を引き合い 、患者指図を引き続き維持したいとき、患者はこれを、 の経過後 形式要請を遵守した新たな医師 (又は適宜に事前に) すなわち、 法案は新たな指図の作成 更新できる。 0 に出すことで 教示を受けた そ

る。 更は 者は、 定め 定める患者指図 してはならず、 後的変更には、 更をすることに繋がりうるのである(第二章)。 を負わせられることになろう。 きである。 ことなく可能である、 可能性を考慮する機会を提供する。 と取り組めることが保障され この更新要求によって、 る五年 し かし、 間接的に、 取り消しと同じく 変更は既に下された指図に加えることも可能であ Ò その際、 期間 それどころか矛盾してはならない。 の事後的変更のい 患者指図の作成に関する規定が準用されるべ その指図を再三再四基本的に熟慮する義 が 新たに進行し始める。 元の意思表示 しかし、 患者が る。 取り消しの場合と異なり、 このことは、 いつでもそして理由を告げる これは患者に医学の発展 かなる場合でも、 定の の明 しかし、 期間経過後その指 確さと透視性を侵害 このことで、 患者が事後的変 こうい 第二 第 ・った変 一項の 患 事 務 \mathcal{O} 図

ある。こういった状況に患者指図は定義上狙いを定めている又は表現能力を失い、それ故、適宜の更新ができない場合でのは、患者が患者指図の作成後有効期間内に洞察・判断能力しかし、第三項によると、更新要求がさらに、除外される

意味をもたな

第三章(考慮するべき患者指図

のである。

いて第八条、第九条(前提要件、患者意思を考慮すること)につ

17 えば、 て注意を払われるべきである。 判断に影響を与えるべき患者指図を作成する可能: 者の意思表示が無意味であるという結論を導いてはならな とって作成されなかったとか、 重要な患者意思の探求のための れるべきである。 かったという理由からであるが、 に教示されなかったとか、意思表示が第六条の規定にの 患者指図が個別的事例で直接の拘束力を有しないとき、 さらに、 それに十分な正確さが欠如しているとか、 なるほど拘束力は無いが、しかし、 すなわち、 拘束力を有しない患者指図 あるいは、 その際、 しかし、このことから、 - 重大な ---その欠陥を患者が望 それが更新されな 補助手段とし 医師の治療 患者が十分 性も認めら ŧį 患 例 つ

図的に単なる指針補助として作成したのか否かは、なんらのんではいなかったのか否か、あるいは、患者がその指図を意

ある。 Ų 定に当たって、 らない。 (参照、 的要素も のみ依拠して計られるべきでない。 しない患者指図も重要である。世話人は、 人が任命されなければならない。この者にとり、 有しているとき、 判所によって任命された世話人の同意で置き換えられねば Selbstbestimmung im Alter, (2005) 286f.) 典第二八二条、 結的に定める病院及び療養施設法第八条の規定及び一般民法 ばならない場合は別として(このことは、 いとき、 既に現行法にしてからが、 治療が患者の幸せに即しているか否かは、 危険が迫っていて、医師が必要な治療を直接しなけれ 病院及び療養施設法第二七三条a第三項)。 それは、 患者の推定的意思が今後の医療の規準足りうるので 例えば、 本人の幸せを擁護しなければならない。 第一四六条

に第三項から分かる。 法案の構想によると、 余計なことになる。そうでない場合、 現に表明された希望 患者自身がもはや決定を下せな むしろ、 患者指図が拘束力を なるほど、その決 この種の状況を完 患者の承諾は裁 この場合、 役割を果たす 客観的規準に ġ 拘束力を有 それ故 世話

ある。 例えば、 世話 するため 価 評価され、 思を認識させる諸根拠を探さねばならない。 う きるとすれば、 ならない 値観 か 全状況を注意深く衡量した上で、本人が意思をなお表明で 意義に基づき世話人の決定を許可しなけ. そ が探求されなければならない。 人はその こういった場合、 であり、 0) の重大且つ信頼の 患者の宗教的あるい '裁判所にも当てはまる。 相互に計られねばならない。これに属するの 同じことは、 判 又、 所与の状況下でどのような決定を下すであろ 断に当たって患者指図を考慮に入れ 以前 患者指図は、 の口 世話人裁判所が、 おける判断補助足りうる。 頭のあるい は世界観的 こういった場合、 そのためには、 推定的患者意思を探求 は書 確信であ 患者の これらの根拠は ればなら 面 0) Ď, 意思表示で た 患者の意 個別事例 なけ め 個人的 な 0 が、 治療 11 n ح ば

前提要件に対応するほど、 要な患者指図に、 に当たって、 根 な 法案第九条は、 拠を提供する。 ので 17 にせよ、それでも、 はない。 常に引き合い 逆に、 患者指回 拘束力を有する患者指図と同じ尺度が 重要な患者指図は、 ح 図 それだけ多くの、 れ 重要な患者指図 \mathcal{O} は、 に 重要度を計る規準を定める。 出さ 法案第四 れ るべきである。 患者の意思を [条ない が 推定的患者指図 法的 し第七条の 無 それ 探 水水す とな お が か 重

> 拘束力を有する患者指図に近づくほど、 ますますその意義

増す。

第四章 (共通規定)

第一〇条 (無効) につい 7

方で、 れる事 ける特定の意思表示に特に照準を合わせる。 ためである。 法に精通していない法適用者に患者指図の検査を容易にする らの前提要件の一つでもそろわない 条以下)。それが本条で繰り返されるべきなのは、 たって顧慮されてはならない。 法案第一○条の定める効力要件を満たさねばならない。 拘束力を有する及び重要な患者指図は、まったく一 情が問題となる 般に、 他方、 民法上有効な意思表示の存在のために要求さ 法案は、 (参照、 有効要件を定め、 例えば、 これらの ٤ 別規準に 患者指図: 般民法典第八六九 患者指図 お 必ずしも は治療に当 Ų۵ ては、 般的 に 民 n

認識可能 自由 第 1/7 は心理的圧力に誘引されたものであってはなら 患者指図には、 一〇条第一 [且つ真] 能な意思をもって、 一撃に 項一 表明され 号)。意思表示が真摯といえるの 意思瑕疵があってはならな n 錯 有効な指図を下す行為をした場合 誤 策略、 欺罔又は V は な 物理 す な 、患者が 的 わ (法案 ある

るのは、 き、 る。 理的強制の下にあった場合である。 である。 た事情をうかがわせるようなことが判明すると、患者指図は な経済的あるいは又専ら社会的圧力がかけられた場合であ が指図を作成するに当たって、 (動機に関しても) 指図は効力を有しない。 指図それ自体から、 さらに、 患者に、将来一定の治療を拒否するべしとの不適切 患者が意思表示を作成するに当たって錯誤 に陥っていたという具体的指摘があると 又は、 同じことが妥当するのは、 欺罔されたか、 その他の事情から、こういっ このことが特に当てはま 物理的又は心 患者

号によれば、 故 患者が積極的に治療に影響を及ぼそうとすることで、 ばならない 死の介助の希望は拘束力を有しない。 は禁止されている。 要求できない。オーストリアでは、「積極的直接的死の介助」 止されているなにものも(一般民法典第八七九条)医師から に は治療禁止を超えることがある。 さらに、 患者指図に明確に述べられた、こういった積極的直接的 患者指図の内容は刑法上許容されるものであらね (法案第一○条第一項二号)。 患者指図は次の場合も効力を有しない、 これに変更を加えるべきではない。 しかし、患者は法的に禁 法案第一○条第一 患者指図は、 内容的 すなわ 時に、 項三 それ

> 合である(事情変更の原則)。 決定を視野に入れるには、もはやそれで十分とはいえない場歩し、患者の元々の意思表示では、今判断されるべき医学的ち、作成の時点から又は最近の更改から、医学がきわめて進

うる。 患者は、 ことなく—— を要しない。 るいは、 指図書を引きちぎることによって無効にすることが考えられ うる行為によって) るほか、 かにしたり、明らかにする場合である(法案第一○条第二項)。 よるのとは異なり 最後に、 推断的行為(すなわち、 自分の下した指図をいつでも ―― 形式にとらわれる もはやそれには拘束されたくないことを、 患者指図は、 取り消しは、 取り消すことができる。その際、 によっても表示できる。 患者になお洞察・判断能力のあること 患者自身がそれを取り消したり、 明示 (書面又は口頭) 明らかに取り消しと見られ その例として、 をもってす 自ら明ら 般規則に あ

無効である。

第一 一条(その他の内容) について

よって無効となるものではないことを明らかにしている。思表示、例えば、一定の接触のある人の氏名を挙げることに法案第一一条は、患者指図の有効性が、生じうる付加的意

第一二条 (緊急事態) につい 7

や健 らない。 され で引き延ばされるべきでな よって妨げられるべきでない。 法案第 てい 救急施設又は他の施設において患者指図は病歴簿に記録 康に危険をもたらしうる処置は患者指図を探求すること 41 て別の処置施設で行われる治療にも当てはまる。 る 一二条によると、 から、 これ は緊急事 医 o ∫ 7 療 このことは、 特に、 態に 0 救急処置は本患者指 お その延期が V ても顧慮され 直接の救急処置 \dot{o} 図 ね ばな しか 生命 法に

第一 三条 (患者の 義 務) につい

とは関係なく、 染性の病気の場合) に特別の法規定によって課せられた義務、 こういった特別の規定から生ずる治療義務は、 案第 一三条によると、 完全に存続する。 医療を受ける義務を免れることは 患者は患者指図によって、 7 (例えば、 患者指図 定の伝 できな その 者

四 条 (記録) に つい

面 前で作成され 教 示する医師 (法案第五条) 渡された患者指図を病歴簿ない 及び処置に当たる医師 医 師 は その O記

ない。

° ₹₹ 録簿 これ 九九八年の医師法第五一 は 例 えば複写することでも可 条) に入れ 能であ なけ n ば ならな

たということから出立して良い。 書に記録するには及ばな 患者の洞察・ か 0) 必要的関与を不可 17 が か かなる理 医師の記録簿には、一九九八年の医師法第五一条によると、 ~につい わ せるものの ても、 由から、 判断能力があると判断されると、 書きとどめられ が 能にし、 無いとき、 個別事例におい 6 7.7 それ故、 患者指図 この能力は作 ねばならな 患者指図が作成でき て、 に洞察 医師が患者指図 ە ر ۱ 成時点には 判 このことを文 医師に 断 能力をう は、

第一 五条 (乱用防止 のための行政罰規定) に つ

の影響を受けては は 的強制によって、 患者指図の作成は常に患者の裁量にあら ならない。 一定の治療を拒否するように仕向けら とりわけ、 経済的 ねばならず、 あ る V は 社会 n 圧

場合である。 示をしないことも決して施設受け入れの条件となっ 特別の意味をこれ ならな このことを保障するため、 61 この場合、 が Ł 患者指図の作成やこうい つ 0) は、 この種の影響力の行使 給付 0) 利 用 ある V ては た意思表 は 取 なら は 得 0

への圧力をできるだけ阻止するべきである。こる経済的関心に鑑み、防止的性格をもつべきであり、患者政罰で制裁される。法定刑は、とりわけ、場合によっては起

第五章 (終結・経過規定)

第一八条(施行)について

に重要であろう。れ故、それらの患者指図は、一般に、患者意思の探求のために関して、新しい規定に照らして判断されるべきである。そるものとする。それ以前に作成された患者指図は、その効果提案にかかる患者指図法は公布に続く月の初日に施行され

[付属資料]

法委員会報告(国民議会) A 政府案─患者指図に関する連邦法についての司

て患者指図が作成でき、いかなる法律効果が患者指図にそしるものである。本法案は、いかなる形式といかなる内容をもっ本法案はこの法領域を一義的且つ透視的に規制しようとす

無い。 に患者のその他の意思表示に付与されるかを明らかにしよう て患者のその他の意思表示に付与されるかを明らかにしよう できるべきである。法案は、自殺関与及び嘱託殺人の 説できるべきである。法案は、自殺関与及び嘱託殺人の 説できるべきである。法案は、自殺関与及び嘱託殺人の 刑法上の禁止を変えるものではない。いわゆる「積極的死の 一方で、患者にこの種の意思表示のための一義 の助」は今後も禁止される。患者指図の形式の中で表明される る「積極的死の介助」の願望はこれからも顧慮されることは 無い。

本司法委員会は二〇〇六年三月二三日の会議で本政府法案を審議した。会議では、以下の専門家から意見を聞いた、Dr. Alfred Zupancic, Mag. Franz Mauthnaer, Mag. Hildegard Teuschl CS, Univ. Prof. DDr. Christian Kopetzki, Dr. Gerald Bachinger, Dr. Gerhard Benn-Ibler, Dr. Bernhard Fritzberg, Univ. Prof. Dr. Heinz Barta und Dr. Elisabeth Medicus.

Johannes Jarolim, Dr. Kurt Grünewald, Dr. Helene Partik-審議には、報告者のほかに、以下の議員が参加した、Dr.

た・・・

Pable, Fekterが参加した。 Gastinger、及び、本委員会委員長Mag. Dr. Maria Theresia Maria Grander, Dr. Christian Puswald.それど′ trude ぶ女性省大臣Maria Brinek, Dr. Mag. Gisela Wurm, Mag. Karin Hakl, Ulrike Baumgartner-Gabitzer, Mag. Barbara Riener, Mag. Rauch-Kallat' 連邦司法省大臣Karin Walter 連邦健康及 Tancsits. Dr. Terezija Ger-

票決において、 政府法案は過半数をもって可決し た

マリーア・テレージア・フェクター博士、

ギステル

成多数で可決された。 レーネ・パルテイク―パブレ博士の提案にかかる決議案が賛 この提案には次の理由が付され 7 ζý

う費用の問題も討議の対象とされるべきである。 要があるように思われる。 患者指図のための法規定の創設は微妙な領域に関 本法律の 適用の経験を調査し、 この関連で、 議会の討議に付され 患者指図の作成に伴 わ る必 る 0

γ2

ねばならない。 後に、 患者指図]が容易に見つけられるよう、 措置がとら

さらに、 栄養と水分の基礎看護、 司法委員会は賛成多数をもって次の確認をし すなわち、 栄養と水分を『手を用 た

号、 用い 領域では、 することは、 指図法によると、 いて』与えることは患者の看護の一 いうことから出立する。 る。 それをしないこと又はその継続の停止を指図することはでき 療はもはや継続されるべきでない。患者指図は、 図の存在を知らずに為された救急処置が患者の意思に 患者指図をこの点で推断的に取り消さねばならない。 をもって胃ゾンデの 補給は看護の概念の下に入らず、したがって、 命令も必要とする(連邦保健・病人看護法第一五条第一項七 法に規定された職業についている者がこれを行うには医師 積極的医療をすることを指図できない て、患者により患者指図をもって拒否されうるのである。 Ĺ るとき、患者指図は以後規準となり、 同第八四条第四項四号)。その点で、それ故、 たり、 患者指図法の適用領域外では、 患者が、 胃ゾンデを用いているときゾンデ栄養補給を実行 提供される給付を拒否する自由は誰にでもあると 医療行為であり、 この種の患者指図を作成した後、 拒否できない。これに対して、 利用に同意した場合、これにより、 それ故、 部であり、 本司法委員会は、 が、 連邦保健· 開始され しかしそれでも、 医療処置とし それ故、 完全な意識 胃ゾン ゾンデ栄養 なるほど、 病人看護 た に反して 患者指 看護の その デを 治 0

か

る。

るいは法の知識のある患者代理人の責務であることを強調すこれにつき、法律相談が、作成に協働する弁護士、公証人あを調べなければならないと説明されている。本司法委員会は、患者が患者指図の『法律効果』を適切に評価しているか否かの所法案の説明書では、第五条について、教示する医師も、

に任されている。」。 第六条第一項における患者代理人の協働から州に財政負担 第六条第一項における患者代理人の協働から州に財政負担 に任されている。」。

審議の結果として、司法委員会は、国民議会が、

- ・ 政府法案に憲法に適った同意をあたえること、
- 2. 付帯決議を採択することを提案する。

者 マギステル ペーター・ミヒャエル・イクラー ヴィーン 二〇〇六年三月二三日

委員長

マギステル マリーア・テレージア・フェ

ク

ター

いての司法委員会報告(連邦議会)B 国民議会「患者指図に関する連邦法案」議決につ

他の治療に関与する者にとっても、 るべきである。 る。 且つ、患者にこの種の意思表示のための一義的規準を提供す 患者の意思表示に付与されるのかといった点が明確にされ 指図が作成でき、 る。提案にかかる規制は、一方で、患者に役立つべきであり、 本議決により、この法領域が一義的且つ透視的に規制され いかなる形式で、 他方で、 いかなる法律効果が患者指図及びその いかなる内容で、 処置に当たる医師にとっても、 患者指図がこれらの者に 拘束力を有する患者 他

できる。いかなる結果をもたらすのかに関して、明白且つ容易に認識

に審議した。 本司法委員会は、国民議会の議決を二○○六年四月一九日

ガーが行った。 本委員会の報告は連邦議会議員フランツ・ヴォルフィン

員である。

うネル博士及びアルブレヒト・コネツィニーの三連邦議会議ステル ゲラルト・クルーク、フランツ・エドウアルト・キュス議に参加したのは、シュテファン・シェンナーハ、マギ

案する。 国民議会の議決に異議を申し立てないよう過半数をもって提国民議会の議決に異議を申し立てないよう過半数をもって提本司法委員会は、議決案の審議後、二〇〇六年四月一九日、

委員長 ヨハン・ギーフィング 報告者 フランツ・ヴォルフィンガー

(訳者付記)

Reinhard Moos an der Universität Linz)から資料提供を受に当たり、リンツ大学のラインハルト・モース教授(Prof. Dr.本資料「オーストリアの患者指図に関する連邦法」の執筆

学研究』第四二巻第四号(二〇〇七年三月)に掲載されてい けました。ここに、 号(二〇〇六年九月)、 学研究』第四二巻第一号 (二〇〇六年六月)、同第四二巻第二 お礼申し上げます。 に掲載されています。ここに、ご案内いたします。 なる「対案 ます。また、 関連資料として、ドイツ語圏対案教授陣の手に 臨死介護(一)~(三・完)」が北海学園大学 紙面を借りて、 なお、 同第四二巻第三号(二〇〇六年一二月) 本資料 (一) は北海学園大学『法 同教授のご厚意に心 から